

# 平成29年塩尻市議会6月定例会

## 総務生活委員会会議録

○日 時 平成29年6月16日（金） 午前9時57分

○場 所 全員協議会室

### ○審査事項

議案第 1号 塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 2号 記号式投票に関する条例を廃止する条例

議案第 3号 塩尻市議会議員及び塩尻市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

議案第 8号 公平委員会委員の選任について

議案第 9号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第11号 平成29年度塩尻市一般会計補正予算（第1号）中 歳入全般、歳出2款総務費、第2条地方債補正

請願3月第1号 「テロ等準備罪」、いわゆる「共謀罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案に反対する請願

### ○出席委員・議長

委員長 牧野 直樹 君

副委員長 小澤 彰一 君

委員 古畑 秀夫 君

委員 西條 富雄 君

委員 村田 茂之 君

### ○欠席委員

委員 中村 努 君

---

### ○説明のため出席した理事者・職員

省略

---

### ○議会事務局職員

事務局局長 竹村 伸一 君

事務局次長 横山 文明 君

---

午前9時57分 開会

○委員長 おはようございます。時間前ですが全員おそろいですので、ただいまより総務生活委員会を開催したいと思います。よろしく願いいたします。本日、中村委員から欠席の届出がありましたので、御報告をいたします。

それでは、審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いをいたします。

---

## 理事者挨拶

○副市長 おはようございます。6月定例会、総務生活委員会開催をいただきまして、大変ありがとうございます。新しいメンバーになって初めての実質審議ということになります。どうぞよろしく御審議をいただきまして、提案申し上げた各議案につきまして、御了承を賜れば大変幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。私、総務委員会の委員長を仰せつかりました牧野でございます。何年ぶりに総務委員会のほうに戻ってきました。初めて委員長という大役を仰せつかりまして、皆様にはこの2年間、大変お世話になります。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は、別紙委員会付託案件表のとおりであります。本日の日程について、副委員長から御説明いたします。

○副委員長 小澤です。よろしくお願いいたします。本日は午前中に議案及び継続となっております請願の審査を行います。また、委員会終了後、協議会を開催します。なお視察の予定はありません。懇親会は午後6時から東山食堂で行います。迎いのバスが午後5時半に正面玄関より出ますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 次に、年度初めの委員会であり、委員も改選となりましたので、職員の皆さんの自己紹介をしていただきたいと思っております。部長は過日、全協で御紹介いただきましたので、課長級以上の職員についてお願いいたします。なお、委員には職員の名簿を配付しておりますので、係長については名簿により紹介にかえさせていただきます。それでは、総務部からお願いいたします。

### 〔職員自己紹介〕

○委員長 きのうの質問で、大変支所長さんにはいろんな思いがあると思っておりますけど、私の思いは変わりません。与えられた職務をしっかりと頑張ってください、地域のために働いていただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心がけていただきますよう御協力をお願いいたします。また、発言に際しては必ずマイクを使用してください。

---

## 議案第1号 塩尻市職員特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

○委員長 それでは、議案第1号塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長 それでは、議案関係資料について説明させていただきますので、1ページをごらんいただきたいと思っております。提案理由につきましては、投票管理者及び投票立会人の報酬を見直すことに伴い、必要な改正をするものでございます。ページをめくっていただきまして、2ページの新旧対照表で説明させていただきます。

現在、投票管理者及び投票立会人に支給する報酬につきまして、1回当たりと定めている報酬額を、新たに従事実績に応じた報酬額として日額に改正するものであります。当日の投票所並びに期日前投票所の立会人の1回当たりの従事時間が10時間から13時間と大変長時間になることから、年々立会の従事者を確保することが困難な状況となってきております。今回日額に変更することによりまして、同条で日額で支給されている非常勤職

員は勤務状況により、半額にすることができると規定されていることから、半日単位での立ち会いも可能にするものでございます。

前回の選挙のときも、立会人をお願いしますと半日ならという人が何人もいましたと、選挙管理委員より報告がありました。従事していただける方を探すには大変な労力がかかるため従事してもらう方がよりよい形で従事できるように対応することで、市民の皆さんが選挙に参加しやすい体制づくりをするものでございます。

県内の状況でございますが、19市中、いま11市が日額の報酬形態をとっておりまして、半日単位での立ち会いが可能となっております。また中心地区で申しますと、松本市、安曇野市、大町市も日額の形態をとっておりますし、また近隣の市でいきますと、岡谷市、諏訪市、茅野市も日額の形態をとっておりまして、半日当たりの立ち会いが可能となっております、参加しやすい体制をとっているところでございます。

27年に公職選挙法が改正されまして、昨年の参議院選から18歳以上に改められたことから、若い世代の方にも政治や選挙に対する関心を高めていただき、選挙をもっと身近に感じてもらうためにも、参加しやすい体制を整えるために、今回の報酬を1回当たりから日額に改正をお願いするものでございます。説明は以上です。

○委員長 ありがとうございます。質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○西條富雄委員 済みません。半日というのを、何時から何時までという規定はつくりですか。どういう勘定でいきますか。お願いします。

○選挙管理委員会事務局長 半日というのは、お勤めとは違いまして、午前8時半から12時というわけにはまいませんので。選挙の場合はお昼休みが全くございません。それで期日前投票につきましては、今、総合文化センターは8時半から20時まで開会しております。また各支所につきましては、8時半から19時まで、また投票当日につきましては、7時から20時まで13時間と大変長い時間になりますので、これは日額支給としますので、各投票所の開閉時間の2分の1という時間で半日の支給をするものと考えております。

したがいまして、総合文化センターは8時半から20時ですので、11時間半従事時間があるんですが、14時15分で交代。各支庁につきましては、10時間30分の従事時間でございますので、13時45分で交代。また当日投票につきましては、13時半ということになりますが、今、取り組んでおります近隣の市町村のほうにお伺いしましたけれども、大変このやり方は好評であるということで、大学生とか学生の方もですね、立ち会い参加していただいたってというようなことを聞いておりますので、ぜひこんな形で参加しやすい体制をとっていきたいと思っております。以上です。

○委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

それでは審議を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第1号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第1号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

## 議案第2号 記号式投票に関する条例を廃止する条例

○委員長 議案第2号記号式投票に関する条例を廃止する条例を議題といたします。説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長 それでは、議案説明資料の3ページをごらんいただきたいと思います。提案理由につきましては、塩尻市長選挙における記号式投票を廃止することに伴いまして、記号式投票に関する条例を廃止するものでございます。

これまで、塩尻市長選挙の投票方法は2種類ありまして、期日前投票は候補者の名前を書く自書式投票で行い、当日の投票は印刷された候補者の氏名の欄に丸スタンプを押して投票する記号式投票として行ってまいりました。この記号式投票は、公職選挙法の第46条の2において、地方公共団体は条例で定めるところにより、記号式投票の記号を記載する欄に丸の記号を記載して、これを投票箱に入れる方法によることができるとありまして、塩尻市長選挙の投票は、点字投票、期日前投票、不在者投票を除きまして、記号式投票によると条例で定められております。記号式投票における丸の記号の記載方法は、丸の記号を表す印を押す方法によると規定されているところでございます。

この記号式投票は、自書式投票と比較しまして、投票が容易であり、有効無効の判定が比較的容易であると、また無効投票が減少する、さらに開票事務の簡素化にする等利点があります。しかし、記号投票は期日前投票の自書式投票、当日投票の記号式投票の投票用紙を2種類用意しなければならないことから、事務が煩雑化し、また投票用紙の印刷並びに丸を押すスタンプの購入経費が余計にかかります。

また近年、期日前投票が増加傾向にありますし、さらにこの記号式投票は塩尻市長選の当日投票のみでありまして、選挙人になじみが薄く、他の選挙区と同日投票となった場合には、記号式投票が混在することで、かえって混乱が生じてしまうことが考えられます。また懸念されております無効投票の数についても、平成26年の市長選挙と27年の市議会議員選挙で比較しても、自書式投票で行う市議会議員選挙の無効投票は投票率の1.32%であったのに対しまして、記号式投票であった市長選の投票率の割合は1.57%と、無効票が減少するとは言えない状況でありました。

これらの状況を総合的に検討いたしまして、市の選挙管理委員会からの意見は、この条例廃止について異存がないとのことでありますので、全ての投票方法を候補者の氏名を書く自書式投票に統一しまして、この記号式投票に関する条例を廃止するものでございます。説明は以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第2号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第2号について、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

す。

---

### 議案第3号 塩尻市議会議員及び塩尻市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第3号塩尻市議会議員及び塩尻市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長 それでは、議案関係資料の4ページをごらんいただきたいと思います。提案理由といたしましては、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が平成28年4月8日から施行されたことに伴いまして、選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたために、本市もその額に準じて、本条例の所要な改正をするものであります。

公職選挙法施行令で規定する単価につきましては、国会議員の選挙の執行経費の基準に関する法律や人件費、物価の変動等を考慮して改正されますが、今回の改正では、選挙用運動自動車の借り入れ経費、燃料費等、またビラやポスター作成に係る経費等の公費負担の限度額を引き上げるものでございます。

それでは、改正内容について申し上げますけれども、5ページの新旧対照表をごらんください。同条例の第3条では選挙運動用自動車の使用の公費負担に限度額を規定をしておりますが、公費負担の限度額を5万1,500円から6万4,500円に。

第5条、選挙用自動車の使用の公費の支払いの(1)では、一般乗用旅客自動車運送業との契約、これはハイヤーですとかタクシーを使用した場合の1日当たりの限度額でございますが、これも5万1,500円から6万4,500円に。

それでは、ページをめくっていただきまして、(2)のアでは、自動車借入れ契約、いわゆる選挙用自動車のレンタル料の、1日当たりの借入額の限度額でございますが、この限度額を1万3,390円から1万5,800円に。(2)のイでは、選挙用自動車に供給した燃料代限度額を7,210円から7,560円に。続いて、ページをめくっていただきまして、(2)のウでは、選挙運動用自動車の運転業務に従事した方の報酬の限度額を1万円から1万2,500円に、それぞれ引き上げるものでございます。

次に第8条では、選挙運動用のビラの作成1枚当たりの、公費負担額の単価の限度額を7円30銭から7円51銭に。

第10条では選挙用ビラ1枚当たりの作成単価の限度額を7円30銭から7円51銭に。

また、ページをめくっていただきまして、第14条では選挙運動用ポスター作成の、公費の支払い分のポスター1枚当たりの作成における公費の作成単価でございますが、462円88銭から525円6銭に。また、

ポスター作成企画費の限度額を8万2,400円から8万6,400円に、それぞれ政令の改正に準じて引き上げを行うものでございます。説明は以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

○副委員長 この値上げの額については、算定の根拠というのは何になるんでしょう。政令によるんでしょうか。時世のものによるんでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長 先ほどの最初に、単価につきまして御説明申し上げましたけれども、国会議員の選

挙の執行経費の基準に関する法律、また人件費、物価等の変動を考慮して改正されるということでございます。  
これは3年ごとに見直しを行っているということでございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

○村田茂之委員 8条の選挙運動用ビラですね。これ、実態としてはどんなものを指すわけでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長 今、ビラにつきましては市長選挙のみが対象になっておりまして、昨日の新聞にも出ておりましたけれども、2019年3月から施行される県議選、市議選にも、これが条例で定めれば作成費を公費で負担できると載っておりましたので、また条例改正をお願いすることになろうかと思っておりますけれどもよろしくお願いたします。

○委員長 よろしいですか。

○村田茂之委員 はい。

○委員長 ほかにありませんか。

それでは、質疑を終了したいと思います。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第3号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第3号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

---

### 議案第8号 公平委員会委員の選任について

○委員長 議案第8号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。説明を求めます。

○人事課長 それでは、議案第8号公平委員会委員の選任についてをお願いいたします。議案関係資料で御説明を申し上げますので、19ページをお願いいたします。

まず、提案理由でございますが、公平委員会委員の選任につきまして、地方公務員法第9条の2、第2項の規定によりまして、議会の同意をお願いするものでございます。

概要でございますが、この公平委員会委員につきましては、地方公務員法の規定によりまして3人ということでございます。この委員3人のうち、北川直樹氏が平成29年6月30日に任期満了となることに伴いまして、再び北川氏を適任者と認め、選任をしようとするものでございます。なお、北川氏以外の委員につきましては、三村尚志氏、古田澄人氏でございます。

次に略歴書の関係でございますが、次の20ページをお願いしたいんですが、こちらのとおりでございまして、住所は広丘郷原、年齢は69歳の方でございます。平成25年7月から委員をお願いしてございまして、ここで1期目が終了するものでございます。

なお、任期につきましては、地方公務員法の規定によりまして4年ということになっております。また、公平委員会のこの業務でございますが、職員の不利益処分についての審査請求に関する審査、また職員からの苦情の

処理というようなものが業務でございます。また、報酬でございますが、塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の規定によりまして、月額9,500円ということになっております。説明は以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

○古畑秀夫委員 この開催回数とか、職員からの不服なりの申し立て件数があるのかどうか、お願いします。

○人事課長 この委員会の開催でございますが、例年は年に2回開催しておりまして、今回こういった委員の選任がございますときには3回というようなことでございます。また、職員からの審査申し出等は、現在のところございません。以上でございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第8号は、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第8号は、全員一致をもって同意すべきものと決しました。次に進みます。

---

#### 議案第9号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○委員長 議案第9号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。説明を求めます。

○人事課長 それでは、議案関係資料21ページをお願いいたします。議案第9号固定資産評価審査委員会委員の選任でございます。

まず、提案理由でございますが、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意をお願いするものでございます。

概要でございますが、この固定資産評価審査委員会の委員につきましては、地方税法、また、塩尻市税条例の規定によりまして、3人ということでございます。この委員3人のうち、市川正男氏が平成29年6月30日に任期満了となることに伴いまして、再び市川氏を適任者と認め、選任をしようとするものでございます。なお、市川氏以外の委員は、小倉康男氏、田口美智恵氏でございます。

次に略歴でございますが、次の22ページのほうに掲載してございますが、住所は宗賀、年齢は67歳でございます。市川氏につきましては、平成26年7月から委員をお願いしてございまして、ここで1期目が終了するものでございます。

なお、任期につきましては、地方税法の規定によりまして3年となっております。また、固定資産評価審査委員会の業務でございますが、固定資産課税台帳に登録されました価格に関する不服審査決定等でございます。また、報酬につきましては、塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の規定によりまして、月額9,500円ということになっております。以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

○古畑秀夫委員 ちょっと同じような内容ですが、開催日数なり、市民からの不服の申し立ての件数がありましたら。

○委員長 答弁を求めます。

○人事課長 開催日数については、担当の職員のほうからお願いをしたいと思いますのですが、審査申し出等の関係でございまして、平成9年以来、審査申し出は11件、また、異議申し立ては4件というふう聞いておまして、特に評価替えの年に、もちろん、そういった評価替えの年がございまして、そういった時期に多くの申し出等があるというふう聞いております。以上でございます。

○固定資産評価審査委員会書記 開催については年2回でございまして、今、言われたように、今年度評価替えがございまして、また申し立て等があるかと思っておりますので、委員会の開催は、その都度ふえてくると思っております。以上です。

○委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第9号は、原案どおり認めることに御異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第9号は、全員一致をもって同意すべきものと決しました。

初めてでございますので、若干、喉がからからになりましたので、10分間休憩いたします。済みません。

午前10時22分 休憩

午前10時32分 再開

○委員長 休憩をといて再開をいたします。次に進みます。

#### 議案第11号 平成29年度塩尻市一般会計補正予算（第1号）

○委員長 議案第11号平成29年度塩尻市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。説明を求めます。

○情報政策課長 それでは、平成第11号議案平成29年度塩尻市一般会計補正予算第1号についてお願いいたします。まず、歳出から説明させていただきます。

説明資料ではなくて議案のほうの13ページ、14ページをお開きください。補正予算、別冊の部分になると思います。総務費、総務管理費、情報開発費、13節委託料79万4,000円になるものでございます。これにつきましては、マイナンバーの、国とその他の機関との総合運用テスト及び、マイナンバーの副本登録の関係でシステム改修が必要になるものに対するシステム保守委託料になります。なお、この費用につきましては国からの補助金が出ておりますので申し添えます。以上です。

○地域振興課長 次に、8目地域づくり振興費の関係につきまして説明をさせてもらいたいと思います。



コミュニティ活動支援事業610万円の増額をお願いするものでございます。コミュニティ助成事業補助金でありますが、これは市町村振興宝くじの収益金を活用いたしました助成事業でございます。4月中旬に実施機関であります一般財団法人自治総合センター及び公益財団法人長野県市町村振興協会から通知がありまして、本年度は4件が採択となりましたので、補正をお願いするものでございます。内訳を申し上げます。

まず、コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備が該当する一般コミュニティ事業は、3件の採択となりました。1件目の床尾区は、床尾構造改善センターに簡易用テーブル、折り畳み用椅子等の備品を整備するもので、補助金額は170万円となります。

2件目の吉田地区は、えびの子水苑に遊具、休息施設等を整備するもので、補助金額は250万円となります。

3件目の南内田区は市の無形文化財登録の内田小唄、ササラ踊りの若手の演奏者の育成を行い、伝統文化の継承、保存するために三味線4棹の備品を整備するもので、補助金額は140万円となります。

次に、自主防災組織育成に対する事業といたしまして、地域防災組織育成助成事業が1件採択されております。高出二区、区民自治防災隊が防災テント2張りを整備するもので、補助金額は50万円となります。

なお、市から支出いたしますこの610万円の補助金につきましては、全額宝くじの収益金から補填されるということになっております。諸収入として同額を歳入に予算計上しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

コミュニティ活動事業についての説明は、以上でございます。

**○消防防災課長** 続きまして15目、防災防犯費、防災施設・設備等整備事業177万3,000円の増額をお願いするものです。

まず、全国瞬時警報システムとはJ-ALERTと言われているものでありまして、消防庁から地方公共団体に緊急情報を送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動し、屋外スピーカーから緊急情報を瞬時に放送するものであります。放送内容は、地震情報、津波情報、火山情報、気象情報、有事関連情報などであります。

この設置から5年を経過しましたJ-ALERTの自動起動更新及び設備オーバーホールを本年度営繕修繕料で233万1,000円の予算で実施する予定でございましたが、本年4月に消防庁より平成30年度までに自動起動に要する時間の短縮等が可能となる、新型のJ-ALERTの受信機に移行するようこの通知が来ましたので、本年度予定していましたオーバーホールをやめまして、233万1,000円を減額し、新たに予算額410万4,000円で工事請負費によりまして新型のJ-ALERTの更新工事を行うものであります。

また、財源につきましては緊急防災減災事業債充当率100%、交付税措置率70%の対象となるものでございます。

説明は以上ですので、よろしくお願ひいたします。

**○財政課長** それでは、次に歳入を説明いたしますので、9ページ、10ページにお戻りいただきたいと思ひます。

14款の国庫支出金のうち、総務費国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、先ほど説明がありました住民情報等電算システム保守委託料に対する国庫補助金でございます。

次の、民生費国庫補助金の福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業補助金は、介護人材等の処遇改善といたしまして月額で1万円相当の処遇改善を図ることとされておりまして、これに伴います、市で導入し

ております総合福祉システム改修委託に対する国庫補助金でございます。

次、15款の県支出金、これにつきましては、歳出のほうは農林水産用品になりますけれども農業経営体育成支援事業に対しまして、県から全額が交付されるものでございます。

次の18款繰入金、これにつきましては、今回の補正予算にかかります一般財源の不足分を財政調整基金から繰り入れるというものでございます。

20款諸収入は、先ほど説明がありましたコミュニティ活動支援事業に対して自治総合センターなどから全額が交付されるものでございます。

次のページをお願いいたします。21款市債のうち総務債につきましては、先ほど説明がありましたように、全国瞬時警報システム機器更新工事に伴います緊急防災・減災事業債でございます。

次、民生債でございますけれども、旧高出保育園の除却でございますが、当初予算では充当率が75%という一般単独事業債を予定しておりましたけれども、本年度から新たに創設をされました公共施設等適正管理推進事業債、こちらが充当率90%ということで高い充当率、こちらが新たに創設されたことに伴いまして、そちらに組み替えるものということでございます。

では、戻って4ページをお願いいたします。地方債補正でございますけれども、こちらは、ただいま御説明いたしました市債につきまして限度額等を定めるものでございます。

補正予算の説明は以上になります。

○**委員長** それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

○**村田茂之委員** システム屋なものですから、そっちの観点で。今回のその変更内容っていうのは、どんなようなものなのかということですね。このシステムのできによって、その保守費用のあれが変わってくると思うんですけど、その辺どのような見解をお持ちかという。

○**情報政策課長** 今回のシステムにつきましてはですね、各自治体を持っている情報と、それから国と国のその他機関との総合運用テストを行うために、国の指示に基づいて行うシステム改修になります。国のほうから3月28日付でシステム改修の内容等が示されておりまして、それに伴うものになりますので、内容の変更に伴って額が変わるということはありません。以上です。

○**村田茂之議員** 今、御説明の中で、その他運用機関というような表現があったと思うんですけど、例えば当市はそれに該当するわけですか。その他運用機関て何ですかという。

○**情報政策課長** 済みません。各省庁と、あと市と、各省庁が関係する外郭団体というか、その組織というような形になります。それを国とその他機関というふうに呼んでいるという形になります。以上です。

○**委員長** よろしいですか。はい。ほかにありませんか。

○**古畑秀夫委員** 13、14ページのコミュニティ活動支援事業の、この助成補助金の関係ですが、さっきちょっとよく聞こえなかったんですが、床尾の、これ公民館のテーブルを交換するっていうようなふうには聞こえただけど、そういうのも、いわゆるコミュニティの助成の、補助金の対象になるっていうことですか。これ、どの辺までなるのかも含めてちょっと聞きたいと思います。

○**地域振興課長** 補助金の関係ですけれども、一般コミュニティ助成事業の関係につきましては、コミュニティ活動に直接必要な設備ということで補助金の対象になっておりまして、先ほど委員のおっしゃられました、床尾

改善センターにつきましては、床尾の公民館という形になっておりますけども、そちらのほうの備品という形で、そのほかには、公園の遊具とか太鼓の整備、祭りの舞台の整備、除雪機等の、コミュニティに必要な設備の整備に関する内容が補助金の対象になります。以上です。

○委員長 いいですか。ほかにありませんか。よろしいですか。

それでは、質疑を終了します。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第1号中当委員会に付託された部分については原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第1号中、当委員会に付託された部分については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

#### 請願3月第1号 「テロ等準備罪」、いわゆる「共謀罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案に反対する請願

○委員長 次に、継続審査となっております請願3月第1号「テロ等準備罪」、いわゆる「共謀罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案に反対する請願の審査を行います。

委員より御意見ありませんか。

じゃあ、いいですか、ちょっと。今回、委員会の委員がかわりまして、これあの以前から持ち越しですので、簡単に前回のいきさつ等、事務局のほうから御説明願えれば理解できると思うので、事務局でよろしいですか。

○事務局次長 前回3月に提出されましたこの請願でございますが、3月の時の、この委員会の審査の中では、まだその時点では、昨日成立しました組織犯罪処罰法、いわゆる共謀罪の法案の関係でございますが、まだ、国会に提出される前であったということございまして、多くの意見が国会での審議を見る中で判断するべきだという意見でございました。

提出するという意見もありまして、この意見につきましては、国会に提出される前であるからこそ、早くの反対の表明をしたい、すべきであるという継続審査に反対する意見でございました。

多数決の結果、継続審査ということになったものでございます。以上です。

○委員長 各委員の皆さん、経過はそのようなことだそうです。そんなことで、これから審査を行いたいと思いますので、何か御意見ありませんか。

○西條富雄委員 この件につきましては、意見書提出の前にですね、きのう成立していることでございますので、意見書提出については不採択という意見です。

○委員長 西條委員から不採択ということが出されましたが、ほかにございませんか。いいですか。

○副委員長 私は前回の総務生活委員会のところを傍聴しておりましたけれども、やはり法案が出される前から大きく国会内でも議論されていた問題であり、私は、やっぱり早急にこの意見書を採択すべきであったというふうに思います昨日早朝に決められてしまったということで、事実が消えてしまいましたので、不採択にせざる

を得ないと思いますけれども、今回の国会内での、その法案そのものの危険性に加えて、国会審議が熟議を伴わない、大変、国民にとっては不誠実な対応をとったということでは、私はそれに対して意見を表明したいと思います。

今後、こうしたものについては熟議を本市でも重ねて、早急にこういう意見書を上げていくべきだというふうに考えます。それを意見として申し述べます。

○委員長 ほかにございませんか。

○古畑秀夫委員 紹介議員の立場もありますけれども、結論から言うときのうの朝、国会であのような形で、委員会での委員会採決も行わないまま、何か中間報告っていうような形で国会を強引に通してしまったということに対しては、抗議をしておきたいと思います。

特にこの問題ってのは基本的人権に関わる問題でありまして、どうしても今までの刑法ってのは、実際に悪いことなり犯罪を犯して、それに対して処罰をするということでしたけれども、共謀罪ってのは、その前に準備したということで処罰されるわけですから、そういうことからしますと盗聴をはじめ、いろんなことが事前に監視されることになる。

それから一般市民は関係ないというふうに言ってますけれども、全くそういうことはないわけでありまして、言いかたとしては、途中で組織犯罪にかかわる組織に変貌したときには関係するんだみたいなことを言っております。沖縄で山城さんという方が、去年の10月ですか、何か、針金だか何かを切ったとか妨害したとかというようなことだけで、5カ月間拘留されるというような形で共謀罪の先取りではないかというようなことも言われたわけですが、そういう意味では、いわゆる市民がいろいろ違和感を感じたり不安に思って反対なりの行動をしたり運動をしたり、それからそういうことに対して、相談をして何とかしなきゃいけないということに対してまで処罰の対象になっていくということになりますと、今後の日本の平和の問題や民主主義、人権の問題に大きくかかわる問題でありますから、本当はもっとちゃんとした形での審議が行われるべきであったし、国民もなかなか今国会での成立ということに対しては、大変危惧を持っておりました。

今日の新聞などでも、かなりいろんな方が批判をしているという状況を見ても、今回の扱いは残念でありましたけれども、たまたまそういう形で通ってしまったということの中では、もう扱いとしては不採択というか、意見書を上げるということには今の段階ではならないんで、一旦整理をして、今後廃止を求めるなり、抗議をするなりの形のを新たに出さざるを得ないのかなというつもりではいます。

○委員長 はい、ありがとうございます。それぞれ各委員の思いがあると思いますが、西條委員のほうから、国会が通過したということで不採択っていう、そういう意見が出されてます。皆さん、いかがですかね。異議なしですかね。不採択についてよろしいですかね。

〔「はい」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め請願平成29年3月第1号については全員一致をもって不採択とすることに決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託された案件につきまして審査を終了いたします。

---

閉会中の継続審査の申し出

○委員長 行政側から何かありましたらお願いをいたします。

○総務部長 市議会閉会中の継続審査についてお願い申し上げます。本委員会が所管する各部課等におきましては、それぞれ重要案件を抱えておりますので、閉会中におきましても協議会等の開催をお願いする場合がございますので、何とぞよろしくお願ひいたします。以上です。

○委員長 ただいま、継続審査の申し出がありました。これにつきまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。

理事者から挨拶があればお願いをいたします。

---

#### 理事者挨拶

○副市長 大変慎重に御審査をいただきまして、全ての案件にお認めをいただきました。大変ありがとうございました。

○委員長 以上をもちまして、当委員会を終了といたします。大変御苦労さまでした。

午前10時54分閉会

平成29年6月16日（金）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務生活委員会委員長 牧野 直樹 印